

事務局規定

公益社団法人 日本近代五種協会

第 1 章 総 則

(総則)

第 1 条 この規則は、公益社団法人 日本近代五種協会の事務局の運営に関して、定款に定める事務局について、その詳細を定める。

第 2 章 事 務 局 の 定 義

(事務局の構成)

第 2 条 事務局は本協会の運営に関する業務を実施する機関として本協会内の組織とする。

2 事務局は従業員として職員、及び雇員によって構成され、事務局長を置く。

(事務局員の権利と義務)

第 3 条 事務局員は、別に定める就業規則等を遵守し、以下の各号に定める事項について事務局を円滑に運営し、本協会の活動を支援しなければならない。

- 1) 就業時間、労務管理等は就業規則等に従うものとする。
- 2) 備品管理については、正しい使用法により取扱い、不具合が生じた場合は事務局長の責任に於いて、速やかに原状に復さなければならない。
- 3) 情報管理については、事務局長の責任に於いて処理し、特に個人情報については別に定める個人情報保護規程により、厳格に守らなければならない。
- 4) 事務局員は、日本オリンピック委員会や日本スポーツ振興センター、NF支援センター等が主催する研修会や各種講習等の参加を義務とする。
- 5) その他の事項については、事務局長の責任で処理し、その内容は必要に応じて理事会の審議に委ねるものとする。

第 3 章 事 務 処 理

(事務処理)

第 4 条 事務局にて取り扱う印刷文書、電子文書については、すべて法の定める期間、保存しなければならない。

但し、メモ程度の一般文書はその限りではない。

2. 事務局で取り扱う各種文書の取扱とは以下のものをいう。
 - 1) 通信文の処理
 - 2) 公文書の取扱
 - 3) 電子情報の処理
 - 4) 会議の招集と開催に関する文書
 - 5) 議題の収集と議事録の作成と保存

6) その他必要と認められる文書に関する処理

第4章 会計処理

(預金の管理)

第5条 預金は、事務局長の責任によって管理される。

(帳簿の整理)

第6条 会計帳簿は、法に定めるところにより、遅滞なく正確を期して作成されなければならない。

2. 電子帳簿はこれを有効とし、データは必ず複製を作成しておかなければならない。

(会計監査)

第7条 会計監査は外部からの公認会計士により適宜実施し、年度末の監査により報告書を作成し、総会の承認を得たものを保存しなければならない。

第5章 書類の整理

(文書の整理)

第8条 全ての印刷文書は堅牢なファイルによって整理整頓されていなければならない。

2. 電子文書はハードディスクに保管され、整理整頓され、必要に応じて複製を作成しておかなければならない。
3. 電子文書は、みだりに印刷文書にしてはならない。
4. 個人情報に関するものについて、事務局外に持ち出す場合は、事務局長の承認を必要とする。

第6章 会務の執行

(連絡)

第9条 事務局長は本協会の業務を円滑に実施するために、会長、副会長、及び担当専務理事等、関係役員との連絡を出来る限り密にしなければならない。

2. 特に緊急を要する事項で、事務局長の判断で処理した事項については、事後会長に報告し、必要に応じて理事会で審議するものとする。
3. また、専門委員会との連絡や調整も同様とする。

(印鑑)

第10条 事務局で保管する印鑑、印章は次の通りとする。

- 1) 登録した印鑑(正印)
- 2) 協会の副印
- 3) 協会の預金通帳用印鑑
- 4) 各種印章

2. 各印鑑、及び印章は事務局内保管を原則とし、局外持ち出しは、事務局長の承認を

必要とする。

3. 各印鑑は同一のもの、又は紛らわしいものを作成してはならない。

(法人登録)

第11条 事務局長は公益社団法人の義務として、本協会の運営上登録の変更が生じた場合は、遅滞なく法人登録を変更し、常に最新の情報による登録を行うこととする。

2. 登録事項に変更が生じた場合は、速やかに関係者に通知しなければならない。

(渉外活動)

第12条 事務局長は必要に応じて、独自の判断により協会を代表する渉外活動を行うことができる。その内容は、適宜理事会に報告しなければならない。

(関係官庁等との調整)

第13条 事務局長は、関係官庁、公益財団法人日本スポーツ協会、及び公益財団法人日本オリンピック委員会、並びに国際競技団体、アジア競技団体との関係を緊密にし、常に意見の交換を保たなければならない。

(加盟団体と、被加盟団体との調整)

第14条 事務局は前条の各団体、加盟団体、並びに関係する競技団体との連絡を密にして、必要な措置を講じておかななければならない。

第6章 付 則

1. この規定は、平成18年 7月 3日より施行する。
2. この規定の改廃、及び変更は、理事会の承認によって行う。
3. この規定は、平成23年4月1日より施行する。
4. この規定は、令和2年12月19日改定し、施行する。